

グラウンド・ゴルフ用品及びペタンク用品 貸出要項

(目的)

第1条 この要項は、市民にグラウンド・ゴルフ用品またはペタンク用品を貸し出すことにより、ニュースポーツの普及・振興を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 貸し出し対象者は、責任者が明確である、市内在住者が中心となって構成された団体等とする。

(貸出の申請手続き)

第3条 貸し出しを受けようとするものは、地区体育館(中央、小田、大庄、武庫、立花、園田の6館)へ「使用申請書」(第1号様式)により申し込む。

(貸出及び返却の場所)

第4条 貸出及び返却は、申請する地区体育館で行う。

2 借用団体等は、借用時及び返却時に用品類の点検を関係職員の立ち会いのもとに必ず行うこと。

(貸出の用品数)

第5条 地区体育館にそれぞれ置いてある、貸し出し用品及びその用品数の範囲内で貸し出すものとする。

(貸出日数)

第6条 貸し出し日数は、使用する日の前日から使用した日の翌日までとする。但し、貸し出しする期間は、原則として3日間以内とする。なお、返却日が月曜日になる場合はその翌日とする。

(使用料)

第7条 用品の貸し出しに伴う使用料は無料とする。

(他団体への貸出の禁止)

第8条 貸し出しを受けた団体等は、貸し出し用品を他の団体等へ貸し出してはならない。もし、他団体への貸し出しが判明した場合はそれ以後、当該団体等への用品の貸し出しは行わない。

(損傷・紛失等)

第9条 貸し出しを受けた団体等は、貸し出しを受けた用品を損傷または紛失した場合、当該用品の同等品をもって補うこととする。

(申請書の提出)

第10条 地区体育館は、「使用申請書」を1ヵ月毎に教育委員会事務局(社会教育部)へ提出する。

付 則

この要綱は、平成4年2月1日以後、申請のある団体から適用する。

付 則

この要綱は、平成6年4月1日以後、申請のある団体から適用する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日以後、申請のある団体から適用する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日以後、申請のある団体から適用する。

付 則

この要項は、平成17年4月1日以後、申請のある団体から適用する。

付 則

この要項は、平成21年4月1日以後、申請のある団体から適用する。

付 則

この要項は、平成24年4月1日以後、申請のある団体から適用する。